

○財務省告示第百四十四号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年三月二十五日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年四月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （十年） 動・物価連債	第二回	百五億円	九十円五銭
〃	第三回	二十五億円	八十四円六十五銭
〃	〃	三十二億円	八十四円六十七銭
〃	〃	四億円	八十四円七十九銭
〃	第四回	六億円	八十二円四十二銭
〃	第五回	二十五億円	八十四円十二銭
〃	〃	二十五億円	八十四円十七銭
〃	〃	三十二億円	八十四円二十二銭
〃	第六回	二十五億円	八十三円六十五銭
〃	〃	十五億円	八十四円十三銭
〃	第七回	十億円	八十二円九十九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	〃	第八回	〃	〃	〃
三十五億円	五億円	十三億円	一億円	十二億円	五億円	五億円	四十九億円	五億円	四億円	五億円	六億円	九億円	八億円	五十九億円	五十九億円	二十五億円
八十三円六十九銭	八十三円六十五銭	八十三円五十六銭	八十四円四十銭	八十四円七銭	八十三円九十七銭	八十三円九十六銭	八十三円九十一銭	八十三円六十七銭	八十三円四十七銭	八十三円四十二銭	八十三円三十二銭	八十三円三十一銭	八十三円二十六銭	八十三円二十五銭	八十三円十銭	八十三円九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第十六回	〃	〃	〃	第十五回	〃	〃	第十四回	第十三回	〃	〃	〃	第十二回	〃	〃	〃
三億円	二億円	四十億円	十億円	二億円	十五億円	九億円	三十五億円	七十億円	十億円	三十六億円	十億円	七十一億円	三十一億円	四十億円	五億円	五億円
八十三円三十一銭	八十三円二十六銭	八十四円二十銭	八十四円七銭	八十三円七十一銭	八十三円六十二銭	八十三円七銭	八十三円	八十二円九十七銭	八十三円六十七銭	八十三円六銭	八十二円九十二銭	八十二円八十六銭	八十二円六十銭	八十三円九十九銭	八十三円九十五銭	八十三円八十五銭

合 計
一 千 三 億 円